

全員就学から 教育権保障・発達保障のとりくみ

さいたま教育文化研究所 並木 たい子

1974年当時みかちゃんは、「東京都埼玉養護学校」と呼ばれていた都立北養護学校に「埼玉都民」として通学していました。東京都は1974年に「全員就学」に踏切ったので、行き先のない埼玉の子どもたちは教育の場を求めて都立養護学校に入学し、実際は埼玉から通学していたのでした。後に、彼女は川口養護学校に入学してきました。

全員就学の運動を通して、川口養護学校のとりくみを振り返ってみたいと思います。

全員就学をめざして

1970年当時、埼玉県内の盲・ろう・肢体不自由・病弱養護学校は8校で、学校に行けない就学猶予・免除者は840人いました。72年に県立川越養護学校が開設さ

れましたが、小中学部の入学希望者55人に入学許可者は29人と53%の入学率で、障害の軽い子ども優先で、電車やバスで通学ができる子、あるいは保護者が車で送迎できる子が対象でした。

県南地域で行われていた「みんなで元気に遊ぶ会」は、「在宅障害児者に楽しい一日を」という願いのもと県内各地に広がり、父母、教員、大学生が参加し、三百人以上が集う会になりました。集まった障害児者が生き生きとした姿を見せ、たった一日の遊びでこんなにも笑顔が見られ、生きる力につながっていくのかと、集団の場、教育の場の保障の大切さを参加した誰もが確信しました。1969年5月に全国障害者問題研究会（全障研）の埼玉支部が結成され、施設や医療、教育等の障害児者と関わりのある人たちのつながりができ、埼玉の障害者運動の研究運動を担っていきました。

1972年の埼玉県知事選挙にあたり、障害者の声を県行政に反映させようと県内の障害者団体は「予定候補者に障害者政策を聞く」集いを開き、10月に「障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会（障埼連）を結成しました。また、埼教組、埼玉高教、労組等を中心に「民主教育を進める県民会議」が結成され、出された教育要求が「明るい革新県政をつくる会」の教育政策となり、当選した畑氏は「当面、養護学校を5校建てる」という計画を発表しました。

1976年には「埼玉障害者の完全就学をめざす連絡会」が結成され、「ひとりぼっちの子ども、ひとりぼっちの親をなくすために、家庭訪問などを通して未就学児の掘り起こしをおこなおう」との課題を掲げて、完全就学をめざして、陳情署名行動、教育委員会との交渉、そして地域に出て就学問題の懇談会活動などをおこないました。

障害児学校設置運動

障害児を持つ父母、教職員の運動の力で、1975年4月に川口養護学校を開校させました。川口養護学校では入学選考にあたり、障害の重い子どもから優先して入学させる方針をとり、実際の入学希望者は22名だったのに対し、入学許可者は116名、不許可者は106名でした。入学後は、過年齢児の12年間の教育権保障を職員会議で議論し、中学部で9年間を過ごし高等部で3年間過ごすことになりました。中学部で二十歳の祝いをしたり、新卒教員が25歳を過ぎた生徒と話しかけたり、今ではありえない生徒と教師の関係でした。中学部といえど集団生活に慣れていない生徒ばかりなので、集まっても「並ぶ」ということが分ならず、半年以上たった時に、教員が列の向こうに「プールが見えた！」と叫んで、みんなで感動したものでした。

川越養護学校や川口養護学校での重い障害を持つ子どもを受け止め、発達保障をめざす教育実践は、どんな障害が重い子どもたちにも教育が必要であることを証明してくれ、全県の完全就学を求める父母たちに大きな確信と希望を与えました。

この運動に押され、県は1977年4月に4校（肢体不自由2校、知的障害1校、1分校、病弱1校）、1978年には知的障害2校、1979年に知的障害4校（分校3校、県立移管1校）の11校を義務制までに開校しました。その後、1980年に新たに知的障害2校、1981年に知的障害1校を開校し、義務制前後に14校を開校させました。どの学校も小中学部に高等部が併設され全国に誇れるものでした。

1983年以降も毎年1校ずつ開校し、1991年までに、県内の障害児学校は、私立2校、国立1校を含めて、盲学校2校、ろう学校2校、病弱養護学校3校、肢体不自由養護学校6校、知的障害児学校22校、合計35校が設置されました。

障害児学級も学級の設置が急速に進み、なかでも情緒障害児学級が急激に増えました。完全就学をめざす運動の中で、就学猶予・免除者は、1972年の739名から1990年には66名に大幅に減少しましたが、まだ、二桁の人数が在宅を余儀なくされていきました。その後8年間は学校建設が行われず、2000年に肢体不自由1校、知的障害養護学校に併設の肢体不自由1校を開校しました。

民主的・科学的な教育課程編成をめざして

平均年齢27歳の教員たちは、元気いっばい子どもたちと向き合っていました。

仕事が終わると全障研の「発達保障講座」に参加し、埼玉高知障害児教育部の「発達保障学校」や障害児教育研究会では実践を語り、交流し、「わかる授業づくり」をめざしました。「発達保障学校」では、埼玉大学の西村章次先生を講師に、保護者にも協力してもらい土曜の午後子どもと授業を行い、そのビデオを見ながら検討を積み重ねて、発達段階、題材の提示、子どもの反応等、発達を見る目を育てていきました。

校内研修では、発達を促すダイナミックな題材、手指の操作性を高める可塑性のある素材など、発達段階にあった実践が教育課程としてまとめられていきました。

教職員の健康を守り子どもたちの教育権保障を

教員定数不足や障害の重度・重複化の中で、川口養護学校では、多数の教員が腰痛、頸肩腕症候群を発症し職場をあげて裁判闘



朝の体操（1983年当時）



ソーラン節を教わる（わらび座にて）

争をたたかい、医師、弁護士等と連携して公務災害の認定を勝ちとりました。教職員
の健康が守られてこそ、子どもたちの教育

権保障・発達保障が可能になると職場内で討議を繰り返し、病休代替えの配置、妊産婦の勤務軽減、定数改善の戦いへと道を拓きました。

埼玉高教障害児教育部は、障害児学校に勤務する教職員の健康実態調査をし、1997年に「健康管理医の全校配置」を実現し、1998年に障害児学校の全職場に「衛生委員会」が設置されました。近年の働き方改革にも教職員の権利としての戦いとして位置づけることができると思います。

後期中等教育の充実と 進路保障

1992年度の学習指導要領は、障害児教育では「生活単元学習」「作業学習」を強調して教科の系統性や順序性をふまえた認識や発達の保障という観点を軽視していました。県は1993年に職業教育の強化の具体化を意図して、越谷西養護学校と大宮北養護学校の高等部に職業コース制の導入を図りました。私たちは、豊かな青年期教育の創造をめざして取り組んできた障害児教育の実践をまとめた「かがやく青春をたいせつに」（さいたま教育文化研究所障害児教育委員会発行）を普及し、職場や各

種集会で保護者・県民とともに学習して青年期教育について深め、高等部の教育実践をつくりだしていきました。

卒業後に生きて生活していく地域づくりの課題にも向き合い、地域の保育園、小学校との交流や、高等部では同年代の青年たちとのテーマを本音で話しあう交流教育等他校の先生にも協力を得てつくりあげました。地域のまつりへ参加したり、全県では、障害児者への理解と交流の場として「障害者まつり」を関係者が実行委員会に集い、立ち上げました。

学校での障害児の教育権の保障と成果は、卒業後の労働や生活の場で、その人の障害の実態や要求に合わせて保障されてこそ、いっそう意味をもつこととなります。

働く場、生活の場の保障は、すなわち発達保障の場の保障であり、現在たくさんの作業所が運動によって開設され、一人一人の個性を生かした職種の広がりや豊かな生活の実践が報告されています。しかし、その運営は父母や関係者の努力に委ねられ、公的保障は依然として不十分です。

21世紀の特別支援教育でも、教育権保障・発達保障の観点で要求をまとめあげて政策をつくり、父母、県民と連帯して運動をつくり前進させていきましょう。